

## (仮称) 奥州市新医療センター新築工事基本設計業務プロポーザル実施要領

### 1 目的

この要領は、奥州市が建設を予定する（仮称）新医療センターの新築工事に係る設計業務の委託に当たり、公募型プロポーザル方式を実施するために必要な事項を定め、もって公平性及び透明性を図りながら、適正な予算の範囲内で豊富な経験と高い専門知識を有する設計者を選定することを目的とする。

### 2 業務概要

#### (1) 業務の名称

（仮称）奥州市新医療センター新築工事基本設計業務

#### (2) 業務の目的

本業務は、奥州市（以下「市」という。）が新築する（仮称）奥州市新医療センター（以下「新医療センター」という。）の整備に向けて、基本設計業務、E C I 発注に係る業務その他これらの関連業務を行うものである。

#### (3) 業務の内容

本業務は、実施設計段階から施工業者が技術協力で参画するE C I方式を前提として、次の業務を行う。この場合において、この業務の履行は、令和6年国土交通省告示第8号及び岩手県県土整備部委託業務共通仕様書に準じて取り扱うものとする。

##### ア 新医療センター新築工事に係る基本設計業務

- ① 国交省の告示8号に示す基本設計の標準業務（病院特有の動線計画、防災・感染対策、搬送設備、医療ガス、呼び出しシステム等に関しても記載すること）
- ② 電波障害調査
- ③ プロット図（ユーザーヒアリングに基づく什器備品の配置図、及び設備ユーティリティの配置を示す図面（コミュニティ施設及び外構を含む））の作成
- ④ 完成予想図（外観2面、内観6か所）の作成
- ⑤ CGによる動画（15秒程度、外観2面、内観6か所）の作成

##### イ 新医療センター新築工事に係るE C I 発注図作成等業務

- ① E C I 発注に関わる要求水準書の作成
- ② E C I 発注に必要な図書の作成（施工者による概算見積りが行え、技術提案を導き出すための資料。基本設計図書に加えて、特記仕様書、外部各所・内部各室の仕上表、建具表、矩計図等の詳細図、設備諸元表、設備プロット図等（別紙図面リストによる））
- ③ 施工者に対する質疑応答、V E（バリューエンジニアリング）提案の採否検討等の際における発注者の要求等の確認
- ④ 施工者選定のための技術協力（施工者から提出される技術提案に対する助言、見積内訳の査定等）

##### ウ その他関連業務

- ① 市の関係各部署とのヒアリングと説明の実施
- ② 搬送計画策定のための支援

- ③ 各種説明会（住民参加説明会等）への参加及び必要な資料の作成
  - ④ 打合せ議事録の作成
  - ⑤ 医療法等の届出書類等の作成の支援
  - ⑥ 国庫補助金申請に係る資料等の作成協力
  - ⑦ その他設計業務に必要な業務
- (4) 履行期間  
契約締結日から令和9年1月31日まで
- (5) 提案上限額  
170,632千円（消費税及び地方消費税を含む。）
- (6) 設計者選定方式  
公募型プロポーザル方式による。
- (7) 補足事項  
ア 市は、新医療センターの整備事業に係る支援業務を次の事業者に委託している。当該事業者は、本業務の受託事業者に対し、市を代理して助言、指示等を行う場合がある。  
支援業務を行う事業者の名称及び所在地  
特定非営利活動法人 健康都市活動支援機構 千葉県市川市高石神33-20  
イ 委託料は、すべて令和8年度に支払うものとする。

### 3 新医療センター整備の概要等

新医療センターの整備については、奥州市新医療センター整備基本計画（令和7年6月策定）によるが、その概要及び設計に当たっての要件は、次のとおりである。

- (1) 共通事項
- ア 新医療センターは、市民のいのちと健康を守り支える「地域の医療コミュニケーション拠点」として整備するものであり、地域医療奥州市モデル（令和5年6月策定）のコンセプトを具現化するための取組の一つである。同施設は、奥州市立総合水沢病院の機能を引き継ぐとともに将来の医療ニーズの変化にも対応できる「病院施設」と、母子・子育て支援やヘルスケアのサービスを提供する「コミュニティ施設」で構成する複合型の施設である。
- イ 新医療センターの延床面積は、10,260㎡以内を想定している。
- ウ 新医療センターの主要構造は、設計者の提案による。  
なお、土質調査の結果等を踏まえ、実現可能性のある地震対策技術を設計の中で検討すること。
- エ 施設整備に係る工事費の参考価格（以下「参考工事費」という。）として、8,980,000千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）を想定している。  
なお、意匠、構造、設備及び外構の設計に当たっては、当該参考工事費を必ず守ること。  
また、当該参考工事費は、令和7年6月時点の状況に基づく将来予測により想定した金額であるので、その後の物価上昇等を考慮した上で、可能な限りローコストで高品質となる内容での工事費を提案すること。
- オ 参考工事費に含む工事は、建築工事、機械設備工事（浄化槽工事を含む。）、電気設備

工事、昇降機設備工事、敷地整備工事及び外構工事（駐車場工事を含む。）である。この場合において土壌汚染対策費、アスベスト対策費並びに医療機器、家具什器及び医療情報システムの整備費は含まない。

なお、敷地整備工事に係る設計は、本業務と並行して別に行う測量設計業務において行い、当該工事も建築工事に先行して行う予定としている。

カ 新医療センターの開院時期は、令和12年度中（着工は令和10年度）を想定している。

## (2) 病院施設

ア 病床数は、84床（一般病床80床及び感染症4床）とする。

イ 診療科目は、内科、総合診療科、外科、小児科及び整形外科を必須とするほか、総合水沢病院の現行診療科（耳鼻いんこう科、泌尿器科、精神科等）も想定している。なお、将来的に産婦人科（入院・分娩は行わず、妊産婦健診など外来を中心とするもの。）を診療科として開設できるスペースを確保する。

ウ 延床面積は、7,600㎡以内とする。

## (3) コミュニティ施設

ア コミュニティ施設は、母子・子育てサポート部門、ヘルスケア部門、在宅医療・介護連携拠点部門、共用管理・行政部門の機能を有する施設とする。

イ 延床面積は、2,660㎡以内とする。

## (4) 附帯施設

ア 付帯施設は、次によることを基本とする。

- ① マニホールド室：40㎡程度
- ② 自動車車庫（公用車、除雪機、冬タイヤ置場）：200㎡程度（10台分）
- ③ ゴミ庫：20㎡程度（病院、コミュニティ施設兼用）
- ④ 受水槽ポンプ室（受水槽とポンプが一体の場合）
- ⑤ 自転車置場：50台分、屋根付き

イ 附帯施設の面積は、新医療センターの延床面積10,260㎡には含まないが、整備に係る費用は、参考工事費に含むものであるので留意すること。

## (5) 建設場所

ア 建設場所は、現在の水沢公園陸上競技場（奥州市水沢中上野町1-85）とする。

イ 敷地面積（利用可能面積）は、約25,000㎡である。

ウ 用途地域は、主に第2種中高層住居専用地域（建ぺい率60%、容積率200%）で、一部は第1種住居地域である。

エ 駐車場は、患者駐車場として150台程度（身体障害者等用駐車場適宜整備）、公用車・関係者用として30台、コミュニティ施設用に60台程度を想定している。なお、このほか、救急車停車場、バス停・タクシープール、搬送車停車場、消防車停車・活動場等を確保すること。

オ 上記のほか、建設場所においては、外構、外灯等の整備を行う。

## 4 参加資格

参加者は、次のすべての要件を満たさなければならない。

なお、共同企業体による参加も認めることとし、その場合の参加資格は、共同企業体の代表構成員が次の(1)の要件を満たすとともに、共同企業体のすべての構成員が次の(1)以外の要件を満たすこととする。

- (1) 病床数50床以上又は延床面積3,000㎡以上の病院の新築又は同規模の改築若しくは増築の基本設計又は実施設計の業務（以下「参加資格基準業務」という。）を元請負人として過去15年間に受託し履行した実績を3件以上有すること。
- (2) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による一級建築士事務所の登録を受けている者であること。なお、本業務を受託した場合においては、当該受託者と資本関係のある者は施工を請け負うことができないので留意すること。
- (3) 共同企業体である場合は、本業務における他の共同企業体の構成員でないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (5) 奥州市営建設工事に係る指名停止措置基準（平成18年奥州市告示第72号）及び奥州市物品の製造の請負又は物品の買入れに係る指名競争入札参加者の資格及び指名等に関する要綱（平成18年奥州市告示第5号）に基づく指名停止措置を受けている者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 奥州市暴力団排除条例（平成27年奥州市条例第20号）に基づく奥州市暴力団等排除措置要綱（平成27年奥州市告示第26号）第3条の規定に該当しない者であること。
- (8) 賦課されているすべての税（国税、岩手県税、奥州市税）に滞納がないこと。
- (9) 市と紛争又は争訟関係にないこと。
- (10) 総括責任者（一級建築士の資格を有する者に限る。）を参加者（共同企業体である場合は当該共同企業体のいずれかの構成員。以下この項の(11)から(14)まで及び(17)において同じ。）に所属する者から選任することが可能であり、かつ、当該総括責任者が参加資格基準業務を過去15年間に履行した実績（個人経歴としての実績で可とする。以下この項の(11)から(14)までにおいて同じ。）を3件以上有すること。
- (11) 意匠主任技術者（一級建築士の資格を有する者に限る。）を参加者に所属する者から選任することが可能であり、かつ、当該意匠主任技術者が参加資格基準業務を過去15年間に履行した実績を1件以上有すること。
- (12) 構造主任技術者を参加者又はその協力事務所（参加者又は共同企業体の構成員に対し業務協力を行う他の事業者をいい、本項(2)から(9)までの要件を満たすものに限る。以下同じ。）に所属する者から選任することが可能であり、かつ、当該構造主任技術者がその職務に係る業務を過去15年間に履行した実績を1件以上有すること。
- (13) 電気設備及び機械設備を担当する各主任技術者を参加者又はその協力事務所に所属する者から選任することが可能であり、かつ、当該各主任技術者がその職務に係る業務を過去15年間に履行した実績をそれぞれ1件以上有すること。
- (14) 積算主任技術者を参加者又はその協力事務所に所属する者から選任することが可能であり、かつ、当該積算主任技術者がその職務に係る業務を過去15年間に履行した実績を1件以上有すること。

(15) 総括責任者及び各主任技術者は、それぞれ他の分担業務分野の担当技術者を兼務してはならないこと。ただし、電気設備主任技術者と機械設備主任技術者との兼務は、差し支えないこと。

(16) 総括責任者、意匠主任技術者、構造主任技術者及び積算主任技術者は、本業務が完了するまで配置するものとする。

(17) 参加者又はその協力事務所のいずれかがZEBプランナーの登録を受けていること。

## 5 実施スケジュール

本プロポーザルのスケジュールは、次のとおりとする。

内 容		日 程
参加受付	プロポーザルの公告	10月6日(月)
	現地見学会	10月14日(火)及び10月16日(木) (予備日:10月17日(金))
	参加表明に関する質問書の提出期限	10月20日(月) 正午必着
	参加表明に関する質問書の回答	10月24日(金)
	参加表明書の提出期限	10月31日(金) 正午必着
一次審査 (予定)	一次審査(書類審査)	11月初旬
	一次審査の結果通知、技術提案の要請、本業務に係る要求水準書の送付	11月7日(金)
二次審査	技術提案書作成に関する質問書の提出期限	11月14日(金) 正午必着
	技術提案書作成に関する質問書の回答	11月21日(金)
	技術提案書の提出期限	12月26日(金) 正午必着
	二次審査(プレゼンテーション及びヒアリング)	1月中旬(別途通知する)
	二次審査結果通知	二次審査後速やかに
契約締結時期		2月上旬予定

※ 日程の一部は変更になる可能性がある。その際は、適宜の方法により関係者に通知する。

## 6 現地見学会

### (1) 日程

令和7年10月14日(火)及び10月16日(木) (予備日:10月17日(金) 午前)

両日とも①10:00~11:30、②13:30~15:00又は③15:30~17:00のいずれかの時間帯

### (2) 実施方法・予約方法

ア 現地見学会は予約制とし、1社ずつ行うが、希望が多い場合には同一時間帯で2社程度となるように調整を行う場合がある。

イ 建設予定地及び既存の総合水沢病院の見学を行う。

ウ 現地見学会の参加を希望する者は、下記の申込期限までに電子メールで申し込むこと。

なお、希望された日程及び時間帯については、調整の結果、希望に添えない場合があるので留意のこと。

申込期限:10月10日(金) 午後5時15分まで

記載事項：参加を希望する旨、希望する日程及び時間帯、事業者名、申込みの担当者名並びに連絡先の電話番号及び電子メールアドレス

申込先：奥州市 健康こども部 新医療センター建設準備室

E-Mail：shiniryous★city.oshu.iwate.jp（★は"@"に置き換え）

### (3) 注意事項

- ア 現地見学会では質疑を受け付けない。質疑は後記7の「参加表明に関する質問書の受付と回答」によるものとする。
- イ 現地見学者は1社当たり5名以内とする。
- ウ 現地見学者は、当日検温すること。なお、体温が37.5度以上ある者は参加不可とする。
- エ 現地見学の際はマスクを着用すること。
- オ 写真撮影は可とするが、人物、書類その他個人の肖像権や個人情報等機密情報が写りこまないようにすること。

## 7 参加表明に関する質問書の受付と回答

### (1) 提出書類・提出方法

質問書（様式6）に質問内容等を記載のうえ、電子メールで提出すること。なお、電話等の口頭での質問は受け付けない。

### (2) 提出期限

令和7年10月20日（月）正午必着

### (3) 提出先

〒023-0053

岩手県奥州市水沢大手町三丁目1番地（総合水沢病院内）

奥州市 健康こども部 新医療センター建設準備室

TEL：0197-25-3833（代）内線271

E-Mail：shiniryous★city.oshu.iwate.jp（★は"@"に置き換え）

### (4) 質問に対する回答

回答は、10月24日（金）までに奥州市ホームページにて公開する。

## 8 参加表明の提出書類

### (1) 提出書類・提出方法

次の①から⑬までの書類を一式として、正本1部、副本15部を持参又は郵送（簡易書留郵便）で提出すること。あわせて、当該書類の電子データを電子媒体（CD-R等）により提出すること。

なお、この提出資料は、後記11(2)に定める一次審査の基礎資料にもなることを十分に理解のうえ作成すること。

- ① 参加表明書（様式1）
- ② 事務所の概要（様式2-1）
- ③ 技術職員の状況（様式2-2）
- ④ 事務所の業務実績（様式3-1）

※ 参加資格基準業務に係る実績のほか、本業務におけるコミュニティ施設と類似する施設の整備に係る設計業務の実績がある場合は、当該実績も記載すること。

⑤ 事務所の業務実績の詳細（様式3-2）

⑥ 当設計への取組姿勢（様式3-3）

※ 内容は自由記載、自由提案としているが、参考として、病院の整備に対する理解度、設計で重視するポイント、担当者・チーム・組織の特徴及び姿勢、設計プロセスの管理手法などの記載が考えられる。

⑦ 本業務に対する担当者の想定従事日数（常勤換算）（様式3-4）

⑧ 総括責任者及び各主任技術者の実績（様式4-1）その契約書又は履行証明書（PUBDIS可）並びに各技術者の資格を証明する証書の写し

※ 総括責任者及び意匠主任技術者にあつては、本業務におけるコミュニティ施設と類似する施設の整備に係る設計業務の実績がある場合は、当該実績も記載すること。

⑨ 総括責任者の業務実績の詳細（様式4-2）

⑩ 協力事務所の概要（様式5）

⑪ 履歴事項全部証明書（登記簿謄本）

⑫ 財務諸表（貸借対照表、損益計算書が記載してあるもの）

⑬ 納税証明書（未納がないことが証明できる書類）

(2) 提出期限

令和7年10月31日（金）正午必着

(3) 提出先

〒023-0053

岩手県奥州市水沢大手町三丁目1番地（総合水沢病院内）

奥州市 健康こども部 新医療センター建設準備室

TEL：0197-25-3833（代）内線271

E-Mail：shiniryoushiraishi@city.oshu.iwate.jp（★は"@"に置き換え）

## 9 技術提案書作成に関する質問書の受付と回答

(1) 提出書類

質問書（様式6）に質問内容等を記載のうえ、電子メールで提出すること。なお、電話等の口頭での質問は受け付けない。

(2) 提出期限・方法

令和7年11月14日（金）正午必着

(3) 提出先

〒023-0053

岩手県奥州市水沢大手町三丁目1番地（総合水沢病院内）

奥州市 健康こども部 新医療センター建設準備室

TEL：0197-25-3833（代）内線271

E-Mail：shiniryoushiraishi@city.oshu.iwate.jp（★は"@"に置き換え）

(4) 質問に対する回答

回答は、11月21日（金）までに二次審査対象者全員に電子メールで通知する。

## 10 技術提案書の提出

### (1) 提出書類及び提出方法

次の①から③までの書類を一式として、正本1部、副本15部を持参又は郵送（簡易書留郵便）で提出すること。あわせて、当該書類の電子データを電子媒体（CD-R等）により提出すること。

なお、副本には、事業者名を記載しないこと。

- ① 技術提案書提出届（様式7）
- ② テーマに対する提案書（様式8）
- ③ 設計等業務委託見積書（様式9）

※ 設計等業務委託見積書は、合計金額のほか委託業務種別ごとの内訳が分かるように記載すること。また、参考として、実施設計業務及び工事監理業務に係る参考見積金額も記載すること。

### (2) 提案テーマ

前記(1)②の「テーマに対する提案書」により提案するテーマは、次の区分によることとし、奥州市新医療センター整備基本計画及び後記11(2)エにより後日送付される要求水準書の内容を踏まえ、テーマごとに1枚（テーマ3及びテーマ4にあつては、あわせて1枚）の様式に具体的かつ簡潔に記述すること。

なお、この書類には表紙を付し、タイトルとして「（仮称）奥州市新医療センター新築工事基本設計業務に関する提案書」と記載し、あわせて、正本の場合は事業者名を、副本の場合は市が指定する提案者ナンバーを記載すること。（様式は任意とし、記載事項の配置も自由とする。）

また、この表紙には、建物の全体像がわかる新医療センターのパース1カットを付けることは可とすること。

【テーマ1】 病院施設とコミュニティ施設からなる新医療センターとしての設計コンセプト、コスト等のリスク管理手法について

- ・設計コンセプトについての提案、新医療センターの特性や役割、将来性の理解度
- ・取組体制、E C I方式の熟知による提案
- ・スケジュール管理、コスト管理等のリスク管理手法等についての提案

【テーマ2】 複合施設としての機能的融合並びに各施設の機能的かつ合理的な動線計画など患者、利用者及び職員にとって良好な療養、利用及び職場環境の整備

- ・配置計画（1/3000程度）、平面計画（1/1000程度）についての提案

※ 方位とバースケールは必須

- ・運営効率化に基づいた動線計画についての提案
- ・執務環境、療養環境の工夫についての提案

【テーマ3】 施設全体及び各施設の特性に合った省エネルギー対策、ライフサイクルコストの削減及びD X等の考え方

- ・イニシャルコストとランニングコストのバランス（D X提案を含む）を考えた設備計画

についての提案

- ・ ZEB Ready等エネルギー削減比率、ランニングコスト及びメンテナンス費用削減の提案

【テーマ4】施設全体の災害対策について

- ・ 感染対策についての建築及び設備の提案
- ・ 豪雨水害、地震、火災等のハザード、凍害その他の災害対策等に関する具体策の提案

【テーマ5】設計者による施工概算金額とその根拠

- ・ 設計提案に対する設計者による施工概算金額（意匠、構造、設備）とその明確な根拠の提示と工事費減額の工夫・技術

(3) 提出期限

令和7年12月26日（金）正午必着

(4) 提出先

〒023-0053

岩手県奥州市水沢大手町三丁目1番地（総合水沢病院内）

奥州市 健康こども部 新医療センター建設準備室

TEL：0197-25-3833（代）内線271

E-Mail：shiniryoushichu.city.oshu.iwate.jp（★は“@”に置き換え）

## 11 審査に関する事項

(1) 審査委員会の設置

審査は、委員8名で組織する審査委員会で行う。

なお、委員会の構成については、審査の公正性を担保するため、審査の終了まで公表しないものとする。

(2) 一次審査

ア 審査方法

参加表明の提出書類をもって書類審査を行い、上位3者程度を一次審査通過者として選定する。

イ 審査基準

次の審査項目の評価点を基に行う。

審査項目	審査の視点	様式	審査の基準	配点
事務所の評価	事務所の実績	3-1	参加資格基準業務を元請負人として過去15年間に受託し履行した実績	20点
	当設計への取組姿勢	3-3	当病院の状況の理解と取組に対する姿勢・ポイント（特にコストを守る取組について）	40点
総括責任者及び各主任技術者並びにチームの評価	技術資格者の配置	4-1	総括責任者及び各主任技術者の実務経験年数	15点
			総括責任者及び各主任技術者が有している資格保有状況	10点
	担当者的実績	4-1	総括責任者及び各主任技術者が過去15年間に従事した実績	15点
合計				100点

ウ 結果の通知

一次審査の結果は、令和7年11月7日（金）までに一次審査対象者全員に文書で通知する。

エ 技術提案の依頼及び要求水準書の送付

二次審査対象者に対しては、前記ウの結果通知にあわせ、技術提案の依頼を行うとともに、本業務に係る要求水準書を送付する。

(3) 二次審査

ア 日時及び場所

二次審査の日時及び場所は、二次審査対象者に別途通知する。

イ 審査方法

一次審査の通過者によるプレゼンテーション及びヒアリングとし、技術提案書等の内容を総合的に審査・評価し、本業務の受託候補者を選定する。

なお、一次審査の点数、評価等については、二次審査には反映させないものとする。

ウ プレゼンテーションの実施

この実施に関する詳細（順番、持ち時間、参加人数、使用可能機器その他の要件、制限等）については、前記アの通知にあわせて二次審査対象者に別途通知する。

エ 審査基準

次の審査項目の評価点を基に行う。

審査項目	審査の視点	審査の基準	提出枚数	配点
テーマ1	病院施設とコミュニティ施設からなる新医療センターとしての設計コンセプト、コスト等のリスク管理手法について	各テーマに対して施設全体及び各施設の設計内容が的確性、実現性、独創性が認められる提案内容となっているか。	A 3 1枚	10点
テーマ2	複合施設としての機能的融合並びに各施設の機能的かつ合理的な動線計画など患者、利用者及び職員にとって良好な療養、利用及び職場環境の整備		A 3 1枚	30点
テーマ3	施設全体及び各施設の特性に合った省エネルギー対策、ライフサイクルコストの削減及びDX等の考え方		A 3 1枚	10点
テーマ4	施設全体の災害対策について			10点
テーマ5	設計者による施工概算金額とその根拠	建築費算定根拠が現在の物価を踏まえているか。工事費減額の工夫がなされているか。	A 3 1枚	20点
プレゼンテーション及びヒアリング		業務内容、実施の背景について十分な理解の上、提案及び質疑内容が理論的で説得力のあるものとなっているか。		10点
設計業務見積金額		提案上限額の範囲内で、より低い見積金額であるか。		10点
合計				100点

## オ 結果の通知

二次審査の結果は、結果の決定後速やかに二次審査対象者全員に文書で通知するとともに、奥州市ホームページにて公表する。

## 12 失格要件

本プロポーザルにおいて、応募者が次のいずれかに該当する場合は、当該応募者は失格とする。

- (1) 応募者が提示した設計業務見積金額が、前記 2 (5) に定める提案上限額を超えているとき。
- (2) 応募者が、本実施要領に定める手順、手続き、提出期限等を遵守しないとき。
- (3) 提出図書が、本実施要領に定める様式及び記載上の留意事項に適合しないとき。
- (4) 提出図書に虚偽の内容が記載されていたとき。
- (5) 他社の提案図書を盗用した疑いがあると認められたとき。
- (6) 審査委員又は本プロポーザルに関わる職員に技術提案書に対する援助、問い合わせを直接的又は間接的に求めたとき。
- (7) 参加表明書の提出後において前記 4 に定める参加資格の要件のいずれかを満たさなくなったとき。
- (8) 上記のほか、本プロポーザルの適正な執行を妨げる行為が認められたとき。

## 13 委託契約

### (1) 契約の締結

二次審査で最も高い評価を受けたものを受託候補者として選定し、本業務における契約交渉を行うものとする。ただし、受託候補者との契約が不調となった場合は、次点の者を新たな受託候補者として選定し、契約交渉を行う。

### (2) 契約書の作成

契約に当たっては、契約書を作成する。

## 14 留意事項

- (1) 審査の結果については、異議申立てを行うことができないものとする。
- (2) 書類の作成及び提出に要する費用並びにヒアリング等の参加に要する費用は、すべて応募者の負担とする。
- (3) 提出書類は返却しない。なお、次の(4)及び(5)に該当する場合を除き、参加者に無断で本プロポーザル以外の目的で使用しない。
- (4) 提出書類の知的所有権は提出者に帰属するが、選定作業等に必要な範囲で複製する場合がある。なお、提出された書類は、奥州市情報公開条例に基づき開示する場合がある。
- (5) 受託候補者の提案資料は、提出者の同意を得たうえでホームページ等により公開する場合がある。
- (6) 提出した書類の変更、再提出はできない。ただし、提出書類の記載事項に不備があり、市から修正の依頼を受けたときはこの限りではない。また、市は、参加資格等の審査に必要と

判断した場合は、追加の書類の提出を求める場合がある。

- (7) 提出書類に虚偽の記載があった場合は、その書類を無効とし、参加者を失格とする。
- (8) 提出書類に記載した総括責任者及び各主任技術者は、病気、死亡、退職等の特別な理由があると認められる場合を除き、変更できない。ただし、市が当該業務の総括責任者又は各主任技術者を不適切と判断した時は、受託者と協議のうえ、担当者の変更を求める場合がある。
- (9) 業務内容については、プロポーザルの内容にかかわらず、委託者と協議のうえ、変更することができるものとする。
- (10) 本業務の履行及び今後予定している工事等の施工の際は、地元経済への波及効果等を考慮し、市内に本店、支店、営業所等を有する企業の積極的な活用に配慮すること。
- (11) 受託者は設計、施工、工法、発注方法等について、あらゆる視点から検討し、設計提案すること。
- (12) 設計業務の期間中に市民向けの説明会を開催する場合があること。
- (13) 基本設計が完了した時点で、プロポーザル方式により技術協力で参加する施工者の選定を行うものであること。なお、実施設計におけるVE提案に伴う設計修正及びその積算業務の一部については、当該施工者との共同作業となるものであること。
- (14) 設計に採用する製品等については、できる限り汎用性、保守性のある製品とすること。